

# Beyond

ASAHI  
Research Institute

2026. 3

vol.63

サイバー攻撃に備えを

あさひ総研

相続時精算課税とは？

中小企業経営強化税制と先端設備等導入計画

2026年4月より導入される「子ども・子育て支援金制度」

2社以上の相見積もりで契約が可能な金額の改正

Focus

株式会社トナリ

News

あさひ通信

第247回 日本人の心

INFORMATION



## CONTENTS

### サイバー攻撃に備えを

#### あさひ総研

- 01 ・相続  
相続時精算課税とは？
- 02 ・税制  
中小企業経営強化税制と先端設備等導入計画（固定資産税の減免制度）
- 03 ・労務  
2026年4月より導入される「子ども・子育て支援金制度」
- 04 ・社会福祉法人  
2社以上の相見積もりで契約が可能な金額の改正

#### Focus 株式会社トナリ

#### News

あさひ通信 第247回 日本人の心

#### INFORMATION

#### [Beyond] について

企業を取り巻く環境は、DX化、人口構造の激変、AIやロボティクスをはじめとしたテクノロジーの進展により、これまで経験したことのない状況に遭遇しています。これまでの業界の常識や前提は通用しない時代、従前の枠を超えた思考が必要な時代になっていると感じます。あさひグループではこれまでの会計事務所の枠を超えて、経営者の皆様に役立つ情報を提供、活用頂きたいという思いを込めて『Beyond』を発刊いたします。

## 今月はサイバーセキュリティ月間



### サイバー攻撃に備えを

統括代表社員 田牧 大祐

2月6日朝、スタッフから「先ほど、このようなチャットがあったのですが、代表じゃないですよね？」とスクリーンショットが添付されたメッセージが届いた。見ると、Chatworkメッセージに、“税理士法人あさひ会計 田牧大祐”の写真付アカウントからスタッフへ「至急、財務責任者をこのグループに追加してください。業務の手配があります。」とのメッセージがあった。当該スタッフは、グループに上司を招待するも、不審なメッセージのため、私に確認をしてきたのである。

サイバー攻撃でも最近増えている SNS 等の活用によるフィッシング攻撃である。報道されているだけでも数多くの被害が発生している。

今年1月の事件でも、①酒田観光物産協会では会長になりすましたメールから LINE グループに誘い 2300 万円を送金させる被害、②岐阜県の企業も役員名で LINE グループ作成と送金指示で 1 億円の被害、③長野県の企業でも社長をかたる者からの同様の手口で 1900 万円の送金被害が報道されている。

ランサムウェア\*による被害も増加傾向である。記憶に新しいアサヒビールや ASKUL の被害ではサプライチェーンの大きな混乱が発生した。また弊社顧問先でもサイバー攻撃でランサムウェアに感染、サーバー内のデータ暗号化被害事例も数件ある。

内閣官房国家サイバー統括室（NCO）では2月1日から3月18日を「サイバーセキュリティ月間」とし周知啓発活動を行っている。フィッシングによるアカウント乗っ取り、ランサムウェアによる企業の業務停止など、サイバー攻撃は私たちの身近で起きているとして、2026年は、サイバーセキュリティは全員参加、「サイバーはひとつと

じゃない」がテーマとして掲げられている。中小企業のセキュリティ対策やセミナー案内など参考になる情報が NCO サイトに掲載されている。

警視庁のランサムウェア被害統計によると、被害の3分の2は中小企業とされている。大企業よりセキュリティが脆弱な中小企業が狙われている。中小企業では、情報システム担当者の不在や、ネットワーク機器や PC も古い機種を継続使用、Windows Update などのセキュリティパッチの適用も機種でバラバラとなっている。一方で大企業の委託先としてネットワーク接続があるなど踏み台としての価値がある。

サイバー攻撃は、人の不注意や認識不足が最大の入り口となっている。最近ではゼロトラストという、「社内だから安全」という前提を捨て、社内外を問わず何も信頼しない前提でのセキュリティ設計が主流となっている。

なりすましの注意喚起はしていますか？ OS やソフトウェアの Update は最新の状態ですか？クラウドサービスのログインでは多要素認証はされていますか？バックアップは復元可能な状態ですか？

今月はサイバーセキュリティ月間。業務停止やデータ窃取、多額の送金被害にあわないために、セキュリティ診断に加え、クラウドサービスの多要素認証、業務上許可した SNS 以外の利用禁止など社内の啓発注意喚起が望まれる。

\* 身代金の要求を目的とした悪意あるプログラムで、Ransom（身代金）と Software（ソフトウェア）を組み合わせた造語。感染により端末のロックやデータを暗号化される被害がおき、金銭の要求などがある。最近ではサービスとして開発提供されているランサムウェアの被害も確認されている。



2024年1月1日以後の贈与から、相続時精算課税制度に基礎控除110万円が追加されました。改正前に比べ、多くの人にとって使いやすい制度になりましたので、ぜひこの制度を活用していただきたく、改正後の相続時精算課税制度について簡単にご説明します。

### ○制度の概要

相続時精算課税は、利用できる人が限定されています。

**贈与者（あげる人）**：贈与をする年の1月1日時点で60歳以上の人

**受贈者（もらう人）**：贈与してもらう年の1月1日時点で18歳以上の人

**贈与者と受贈者の関係性**：受贈者が、贈与者の直系卑属であること。

簡単に言うと、父母から子への贈与、祖父母から孫への贈与が適用対象となります。直系卑属であることが要件になっていますので、養子縁組をしていない義父母からの贈与は原則として相続時精算課税の制度を適用できません。

### ○税金の計算方法

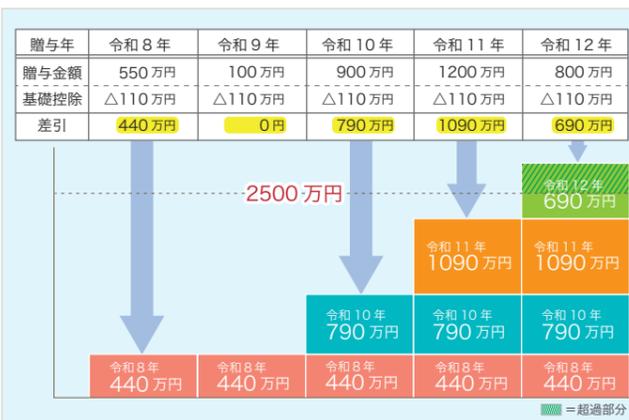
贈与をしてもらったときと、贈与者に相続が発生したときの2つの時点でご説明します。

### ★贈与時

【贈与財産の価額－110万円（基礎控除額）－2500万円（特別控除額）】×20%＝贈与税

110万円以内の贈与の場合は、基礎控除額以内なので贈与税はかかりません。

贈与額が110万円を超えた場合、2500万円の特別控除額の枠に収まる場合は、贈与税がかかりません。なお、2500万円の特別控除額は、累積で考えます。



## 相続時精算課税とは？

左記の例で考えると、令和8年～令和11年までは、各年の基礎控除額110万円を超えた部分の累積が2500万円の枠内に収まるので、贈与税はかかりません。令和12年は累積で2500万円を超えているので、超えた部分（図の斜線部3010万円-2500万円=510万円）に贈与税がかかります。

贈与税を払うのはもらった人です。

### ★相続発生時

相続時精算課税制度を利用していた贈与者が亡くなった場合、一定の金額を相続財産（亡くなった時に保有している財産）に加算して、相続税を計算します。

一定の金額とは、各年ごとの相続時精算課税制度による贈与額から基礎控除額110万円を差し引いた金額の合計額をいいます。

左記の例でいうと、相続財産に加算される金額は、3010万円です。※3010万円=440万円+790万円+1090万円+690万円  
相続時精算課税制度を選択して、毎年110万円以下で贈与を行っていた場合は、相続財産に加算される金額は0円となります。

この制度を利用したい場合は、贈与により財産をもらった人が、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に相続時精算課税選択届出書を提出する必要があります。届出書の提出は1度だけ行えばよく、撤回することはできません。また、届出をしないと、この制度は利用できませんので、ご注意ください。

相続時精算課税制度と暦年課税、どちらを利用した場合でも、一定期間内の生前贈与（金額はケースにより異なります）は相続税の計算に加算されます。この加算により、贈与により財産をもらっていない相続人の相続税負担が多くなることもあります。

円満な遺産分割のためにも、実行前にシミュレーションを行い、全体の影響額を把握しておくことをおすすめします。



仙台事務所  
相続サポートセンター  
税理士 小杉 衣里

2014年入社。  
同年から山形相続サポートセンターに所属。2018年から宮城相続サポートセンター勤務。

## 中小企業経営強化税制と 先端設備等導入計画（固定資産税の減免制度）

中小企業の持続的成長と競争力強化を支援するため、国は様々な税制優遇措置を設けています。中でも今回は、設備投資を行う際に活用できる「中小企業経営強化税制」と、「先端設備等導入計画（固定資産税の減免制度）」についてご紹介します。どちらも令和7年度（2025年度）税制改正により拡充・延長されています。

### ■中小企業経営強化税制とは

中小企業経営強化税制とは、中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた「経営力向上計画」に沿って一定の中小企業が対象設備を取得した場合に、特別償却（即時償却）または税額控除の優遇を受けられる制度です。

- 特別償却：対象設備の取得価額を初年度に全額償却
- 税額控除：取得価額の最大10%（資本金3000万円超の法人は7%）を法人税額から控除

対象となる設備は、機械装置、ソフトウェア、工具器具備品、建物、建物附属設備で、最低取得価額等の一定の要件を満たす必要があります。

当該制度は、企業の投資目的に応じてA、B、D、Eの4類型に分類され、それぞれ要件や対象設備、優遇内容が異なります（右表参照）。令和7年度の改正では、より成長意欲の高い企業への支援が強化され、制度の適用範囲や要件が見直されました。

当該制度を活用するには、中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の策定・申請と所管官庁の認定が必要です。当該申請には、活用する類型に応じて、「工業会証明書」または「経済産業大臣確認書」の取得が必要です。

設備取得前に所管官庁の認定を受けることが原則となる上、申請から認定までに30日～45日程度かかるため、設備取得前の事前準備が重要です。

### ■先端設備等導入計画（固定資産税の減免制度）とは

先端設備等導入計画とは、一定の中小企業が労働生産性の向上を目的として先端設備を導入することを策定した計画です。

当該計画が、導入する設備が所在する市区町村の「導入促進基本計画」に適合する場合に、市町村からの認定を受けることができ、一定の場合に固定資産税の減免を受けられます。なお、当該認定を受けるには、認定経営革新等支援機関の事前確認を受けることが必須です。

市町村の認定を受けた上で対象設備を新規取得し、さらに申請の際に賃上げ方針を表明していた場合、固定資産税

の課税標準が軽減されます。具体的には、給与支給額を1.5%以上増加させる方針を従業員に表明すると3年間1/2に、3.0%以上の場合は5年間1/4に軽減されます。

対象設備は機械装置や工具器具備品、建物附属設備で、最低取得価額等の一定の要件を満たす必要があります。中小企業経営強化税制と同様、設備取得前に市町村の認定を受ける必要がある点に注意が必要です。

### 中小企業経営強化税制の類型別特徴

類型	名称	要件	確認者	対象設備	税制優遇内容
A類型	生産性向上設備	生産性が旧モデル比で年平均1%以上向上する設備	工業会等	機械装置(160万円以上)、ソフトウェア(70万円以上)など	即時償却または税額控除(最大10%)
B類型	収益力強化設備	投資利益率年平均7%以上の投資計画に係る設備	経済産業局	同上	同上
D類型	経営資源集約化設備	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備	同上	同上	同上
E類型	経営規模拡大設備(新設)	投資利益率年平均7%以上、売上高100億円超を目指すロードマップの作成等	同上	機械装置、ソフトウェアなどに加えて建物・その附属設備(合計1000万円以上)	即時償却または税額控除(最大10%) 建物にも償却・控除適用(最大25%償却・2%控除)

○C類型(デジタル化設備)は令和7年4月1日をもって廃止されました。

※当記事は令和8年2月時点の税制に基づいて作成しております。

参考：No.5434 中小企業経営強化税制（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除）国税庁

参考：令和7年度（2025年度）経済産業関係税制改正について 経済産業省

参考：先端設備等導入制度による支援 中小企業庁



山形事務所  
特別経営支援部  
公認会計士・税理士 大和 賢人

2018年公認会計士試験合格。有限責任あずさ監査法人にて事業会社の会計監査業務に従事したのち、2022年税理士法人あさひ会計事務所。一般事業会社・公益法人の会

計務を担当するほか、財務デューデリジェンスやM&A支援等も担当。



少子化対策の抜本的強化を図るための「こども未来戦略」に基づき、2026年4月より「子ども・子育て支援金制度」が創設されます。本制度は、社会全体で子育て世帯を支える連帯の仕組みとして、医療保険制度の枠組みを活用して徴収されるものです。

企業の実務担当者および従業員の皆様に関わる、支援金徴収の具体的な実務ポイントについて解説します。

### 1. 給与・賞与からの控除が始まる時期

支援金は、2026年4月分の健康保険料とあわせて徴収が開始されます。実務上、4月分の社会保険料は翌月の給与からケースが多いため、多くの企業では2026年5月に支給される給与から天引きが始まることになります。

### 2. 徴収実務と計算方法

支援金の額は、健康保険料と同様に「標準報酬月額（または標準賞与額）×支援金率」によって算出されます。

- ・支援金率：2026年度は国が一律で0.23%と定めています。
- ・労使折半：健康保険料や厚生年金保険料と同様に、費用の半分は事業主（会社）が負担します。したがって、従業員個人の給与から控除されるのは、算出された金額の半分（0.115%相当）です。
- ・賞与からの徴収：毎月の給与だけでなく、賞与（ボーナス）からも同様の率で支援金が控除されます。

### 3. 給与明細への記載について

支援金の額を給与明細上で健康保険料と分けて記載することは、法令上の義務ではありません。しかし、政府およびこども家庭庁は、社会全体で子育てを支えるという趣旨への理解を深めるため、給与明細にその内訳を記載する取り組みを推奨しています。実務的には、給与計算ソフトの設定変更など、事前の準備が必要となります。

### 4. 負担額の段階的な引き上げ

支援金制度は2028年度にかけて段階的に構築されるため、拠出額は年々増加する見込みです。被保険者1人あたりの平均拠出額（月額）の試算は以下の通りです。

- 2026年度：約450円
- 2027年度：約600円

## 2026年4月より導入される「子ども・子育て支援金制度」

- 2028年度：約800円

※これらはあくまで平均の試算であり、実際の負担額は個々の標準報酬月額によって変動します。

### 5. 免除制度の適用

育児休業期間中や産前産後休業期間中については、健康保険料や厚生年金保険料と同様に、支援金の納付も免除されます。また、海外赴任中であっても日本の健康保険制度に加入している場合は、通常通り拠出の対象となります。

### 6. 支援金の使途と還元

徴収された支援金は、以下のような子育て支援施策の財源として活用されます。

- ・児童手当の拡充：所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間延長、第3子以降の月3万円への増額。
- ・妊婦支援給付：妊娠・出産時に合計10万円相当を給付する制度の創設。
- ・こども誰でも通園制度：就労要件を問わず時間単位で保育所等を利用できる制度の全国展開。
- ・経済的支援の強化：育児休業給付の手取り10割相当への引き上げや、時短勤務時の給付（賃金の10%支給）の創設。

企業としては、従業員への周知とともに、徴収開始に向けた事務手順の確認を進めることが求められます。

★こども家庭庁 子ども・子育て支援制度について

★被保険者向けリーフレット



いまの社会保険労務士事務所  
特定社会保険労務士 今野佳世子

埼玉県内3か所の労働基準監督署にて労災認定・保険給付業務等に従事。2008年いまの社会保険労務士事務所を開業。2010年特定社会保険労務士付記。

## 2社以上の相見積もりで契約が可能な金額の改正

### 【制度の概要と経緯】

「予算決算及び会計令」(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」といいます。)第99条では、随意契約ができる場合の上限額が定められており、平成12年2月17日に厚生労働省が発出した「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」にも同様の内容が定められていました。

平成29年3月29日に「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」が新たな通知として発出され、その際に、随意契約ができる場合の上限額は、会計監査を受けない法人は1000万円、会計監査を受ける法人は「建築工事が2億円、建築技術・サービスが2億円、物品等が3000万円を上限に法人の実態に応じた金額」と定められました。

ただし予決令を引用した金額については、本来は3社以上の相見積もりを必要とするところ、これを超えない場合には2社以上の相見積もりで契約が可能な金額の範囲というかたちで現在も規定に残っています。

### 【改正事項】

令和7年4月1日に予決令第99条が定める少額随意契約の上限額の改正が行われており、社会福祉法人についても、昨今の物価高騰等を踏まえ、2社以上の相見積もりで契約が可能な金額が令和8年4月1日より以下の通り改正される予定になっています。

	現行	改正後
工事又は製造の請負額	250万円	400万円
食料品、物品等の買入れ	160万円	300万円
上記に掲げるもの以外	100万円	200万円

### 【今後の対応】

上記内容は法人の経理規程に記載されている内容になりますので、通知の改正に伴い自社の経理規程もあわせて変更するかの検討が必要になります。

変更する場合には、経理規程に定められた承認機関（モデル経理規程では理事会）に承認を得てから行うことになりますので、議案として準備する必要があります。



### 【あわせて確認したい項目】

- 経理規程 53条 取得処分の制限等

基本財産以外の固定資産の増加又は減少については、事前に理事長（又は施設長）の承認を得なければならない。ただし、法人運営に重大な影響があるものは理事会の承認を得なければならない。

→ 法人ごとに固定資産の購入に関して、理事長決済なのか、施設長決済なのかなど決裁者に関して定めている条項になります。こちらに記載のない人が決済していないか、またすべて理事長決済になり事務手続きが煩雑化していないかなど改めて見直しをされてみてはいかがでしょうか。

### 【定款細則の専決事項】

- 理事長専決事項
  - 工事又は製造の請負については、100万円以上250万円未満の契約、食料品・物品等の買入については100万円以上160万円未満の契約を締結すること
- 定款細則の専決事項では、理事長や施設長、事務長などが購買をはじめとした様々な日常業務に関して専決できる範囲が定められています。物価高の影響等で専決できる範囲が事実上少なくなり業務に支障がでている点がないかなど改めて見直しをされてみてはいかがでしょうか。



山形事務所  
経営支援部  
チームマネージャー  
三沢 博美

一般の事業会社のほか、医療関係及び社会福祉法人を担当。

# Focus

## 経営に美意識を。未来をひらくデザイン戦略。

2007年に東京・渋谷で創業し、2020年に山形県米沢市へ拠点を移しました。企業・商品・サービスが持つ本質的な価値を引き出すブランディングデザインを行っています。

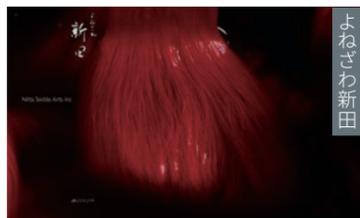
地域企業の価値は、伝え方で変わる。私たちはデザインを単なる「制作物」ではなく、経営判断を支える「戦略」と捉え、理想の姿から逆算する視点で、伝統産業から官公庁まで伴走しています。本質を構造から組み直し、未来へひらいていきます。

**TONARI Co. Ltd.**

株式会社トナリ  
<https://www.tonari.jp>  
 山形県米沢市本町 2-1-12 マチスタジオ  
 hello@tonari.jp



Website



伝統産業 米沢織を世界へ発信



米沢市の移住定住ブランディング



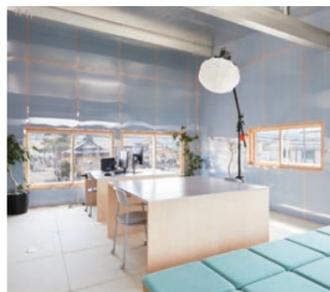
歴史ある酒蔵の世界観をデザイン支援



地域一体型イベントの新ブランドを構築

デジタルとオフラインの両領域を横断し、ブランドの「一歩先」を戦略的に設計します。ロゴやパッケージ、ウェブサイト制作から公開後の運用まで、経営視点でトータルサポート。私たちの核となるのは、経営者の抽象的な想いを最適解へと導く「翻訳能力」です。限りある予算を、デザインのどの領域にどう

使うべきか — 投資対効果を軸に優先順位を整理し、ビジネスを前に進めるクリエイティブな施策を提案します。クライアントと同じ方向を向く、伴走型のデザインパートナーとして、長期的な企業価値の向上と社内におけるデザインナレッジの蓄積を実現します。



私たちの拠点となるマチスタジオ(米沢市)は、次世代を担う建築家・増田信吾+大坪克亘の設計。「まちづくりの現場事務所」をコンセプトとするこの空間に、地域の多様なプレイヤーが集まっています。



企業の魅力や美意識を共に磨き上げる「顧問デザイナー」として、誠実に伴走し、クリエイティブと経営をつなげることが私たちの役割と考えています。あわせて、地域の人々がもっとデザインを活用できるよう、デザインスクールなどの取り組みも今後展開してまいります。

兵庫 濃 代表取締役/アートディレクター

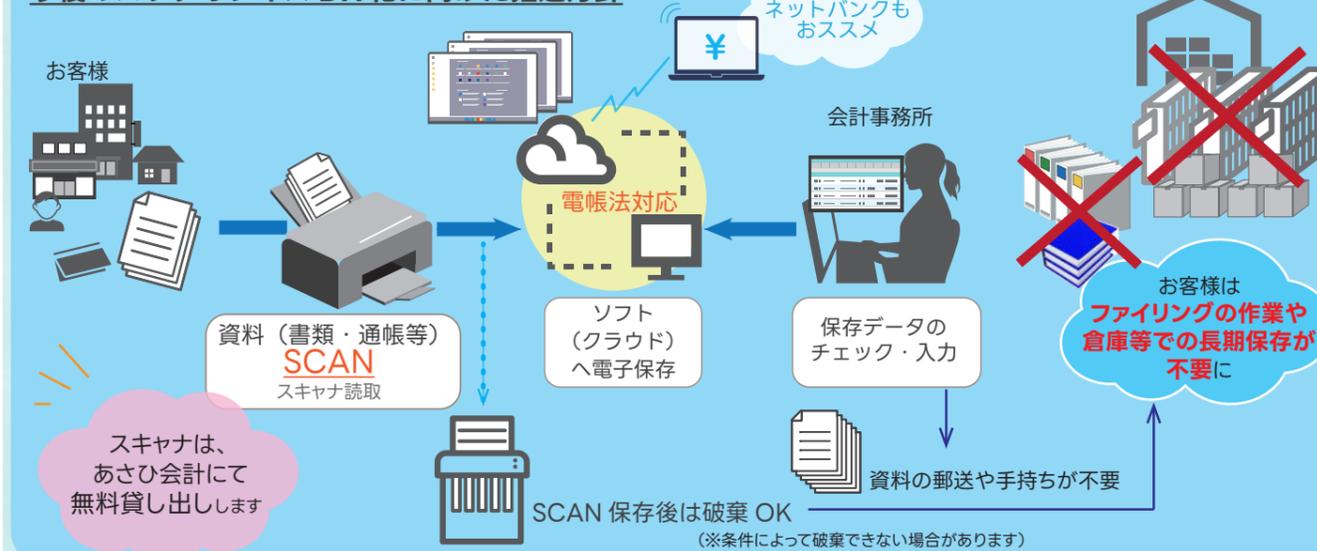
## バックオフィスも DX へ

証憑書類等をこれまでお持ち込み頂いたり、郵送頂いたり、弊社スタッフが取りに伺っているお客様向けに、バックオフィスのDX化に向けて、スキャナ貸し出しと電子帳簿保存法対応支援などを行います。お客様の作業効率化につながるため、下記の今後の推進方針にある方法を推奨いたします。DX推進したいお客様はQRコードからお申込み、お問い合わせください。\*申し込み多数の場合、お時間頂戴する場合があります。

### これまでの会計事務所への業務依頼とその後の資料保管の流れ



### 今後のバックオフィス DX 化に向けた推進方針



### お客様のメリット

- 1 資料の郵送や持ち込みする手間が省ける！
- 2 資料や帳簿書類などをファイリングする手間が省ける！
- 3 クラウド上でデータ保存するので、大量の紙資料の保管場所が確保不要！ (電子帳簿保存法に対応の場合)
- 4 過去の資料が見たい場合、倉庫や資料を取り寄せする必要がなく、検索で確認できる



お申込み・お問い合わせはこちらから

## 日本人の心

公認会計士・税理士 栗田 健一



ミラノ・コルティナ 2026 冬季オリンピックで日本は、24 個というメダルの数もさることながら選手の礼儀正しさ、立ち居振る舞い、心遣いといった日本の文化が世界中から大きな称賛を受けた。

なかでも開会式で日本選手団は日の丸と開催国であるイタリアの国旗をもって入場行進し大きな反響を呼んだ。また、日本選手団が選手村を退室する際は部屋をきれいに掃除し、テーブルの上には 1 羽の折り鶴と感謝のメッセージが残されていたことが報じられ、さらに、選手が金メダルを獲得し日の丸が掲揚され「君が代」が流れると歌詞が英語とイタリア語に翻訳され表彰式のスクリーン映し出されたのだが、戦いや勝利を歌う国歌が多い中で、「君が代」の歌詞の「あなたの命が長く続きますように」という祈りのようなメッセージが静かに人々の心を打ったという。

これらは千数百年をかけて磨かれてきた日本人の魂、日本人の心の美しさなのだろう。

最近、多くの方々に「経営者にとって必要な資質とは何か」と聞かれる。私は多くの経営者と接してきて、経営者には「哲学」が必要であり、哲学のない経営者は結局続かないと思っている。稲盛和夫氏によれば、哲学とは「人間として何が正しいかを判断基準」とすることであり、「使命感」であり、「利他の心」だ。これらはまさにミラノ・コルティナ冬季オリンピックで日本選手団が示した「日本人の心」に通じるものだろう。

稲盛氏は「経営哲学は高慢なものではなく、プリミティブ(原始的)なものだ」という。誰もが子供のころ教わる「正直であれ」、「約束を守れ」、「感謝の心を持つ」といった人間の根源的な価値観だ。この「人間として何が正しいか」を判断基準とする哲学は当たり前のことであるが実践は難しい。だが、この経営哲学を社員一人一人が自分のものにしたとき会社は万全なものになる。

稲盛氏が考える経営者の要件は、著作「経営 12 ヶ条」に凝縮されている。経営者に必要な主な資質についてあげてみよう。

1. 事業の目的・意義を明確にする
2. 具体的な目標を立てる
3. 強烈な願望を心に抱く
4. 誰にも負けない努力をする
5. 常に創造的な仕事をする

現在あさひ会計ではホームページを更新すべく委員会を立ち上げて議論をしているところだが、コンサルタントから「あさひ会計が目指しているものは何ですか？それが実現出来たらどんなことが起きますか？」という質問を頂いた。

あさひ会計の経営理念の一つに「私たちは質の高い仕事を通じ顧客企業の継続発展に貢献します。」という文章がある。まさにあさひ会計が目指している事業目的だが、泥臭く言えば、あさひ会計は「赤字企業を黒字に、黒字企業をもっと黒字に」するために貢献します、ということだ。そして、その武器となる「質の高い仕事」とは①顧客別あるいは商品別の損益を明確にし、不採算の仕事を改善する、改善できなければ止める、②MQ 会計を実施し、P(売単価)を上げる、③V(仕入単価)を下げる、④Q(数量)を上げる、⑤F(固定費)を下げるという作業を毎月実践することだ。

その結果、赤字企業が黒字、黒字企業がもっと黒字になれば①従業員の賃金アップが可能になり、従業員は安心して働ける、②仕入先は貸倒れの心配が低減する、③金融機関も低リスクで資金提供が出来る、④売上先はサプライチェーンの破綻の心配がなくなる。⑤黒字化することにより会社は税金を納め社会に貢献することが出来る。

あさひ会計も経営哲学がまだまだ確立しておらず、具体的な目標掲げ、強烈な願望をもってまい進する必要がある。

## SEMINAR

あさひ会計ホームページの What's New 「セミナー情報」をご覧ください。  
会場◆【山形】あさひ会計山形事務所 【仙台】あさひ会計仙台事務所

新入社員がより早く一人前になるために

## 『新入社員オープン研修』

参加費：1 名様 税込 27,500 円 (昼食代込)

※詳細は、同封のチラシをご確認ください。

「上司からの指示を待つばかりではなく、自ら進んで積極的に仕事に関わってほしい」  
「『報告・連絡・相談』をしながら、周りの人と一緒になって仕事をしてほしい」  
「期待されている『役割』や『仕事の仕方』を考えながら、課題を持って仕事に取り組んでほしい」  
…そんな経営者や人事担当者の皆様の期待を実現するために。  
新卒新入社員を対象とした研修プログラムです。

- ◎プログラム概要：
- オリエンテーション
  - 「仕事とは何か」を考える
  - 企業経営の目的
  - 社会人としてのマナー
  - 仕事のすすめかた
  - 3ヶ月間の行動計画

【山形】◆定員：30名

4月2日(木)・3日(金)  
の2日間

【仙台】◆定員：12名

4月6日(月)・7日(火)  
の2日間

◆時間：各会場共通 9:30～16:30



## 『成長戦略・事業承継 個別相談会』

参加費：無料

現在の悩み・課題に応える手法として「M&A」を検討してみませんか。  
M & A・事業承継に詳しい税理士・コンサルタントが個別にご相談承ります。

◎各会場先着 5 組様限定、完全予約制 ※Zoom を利用した WEB 形式の面談も可能です。



【山形】

3月11日(水)

4月8日(水)

【仙台】

3月17日(火)

4月10日(金)

◆時間：各会場共通

① 9:00 ② 10:30 ③ 13:00 ④ 14:30 ⑤ 16:00

共催/日本M&amp;Aセンター

## 『相続個別相談会』

参加費：無料

「相続のことで家族でもめたくない」、「相続税がどのくらいかかるか不安」、「子どもや孫に財産を残してあげたい」、など、相続の悩みを個別相談会として無料にて相談をお受けします。

◎ご相談は、相続人の方、または遺言書を検討されている方と  
そのご親族様に限定させていただいております。

【山形】☎0120-652-144  
山形相続サポートセンター【仙台】☎0120-954-883  
宮城相続サポートセンター

◆開催日時：各会場共通

3月19日(木)

4月16日(木)

\*1 回目 / 10:00 ~ \*2 回目 / 14:00 ~ いずれも 1 時間程度

## 事務スタッフ向け『自動化・デジタル化セミナー』

参加費：無料

『明日からできる、地に足がついたデジタル・自動化』をご紹介します。  
元事務職だった講師が、業務目線で方法や事例をお伝えしていきます。

講師：カスタマーエクスペリエンス 大溪 明日香 Microsoft MVP

- ◎プログラム
- ・Microsoftの自動化、デジタルツールのご紹介
  - ・活用事例
  - ・操作実演
  - ・当社サポートメニューのご紹介



## 【Webセミナー / Teams】

Power Apps 編

3月17日(火)

Power Automate for desktop 編

4月21日(火)

◆時間：15:00～16:00 ◆定員：30名

※このセミナーは、Power Automate for desktop・Power Automate・Power Apps を月替わりで取り上げています。詳しくは、ロゴ研 HP をご覧ください。



株式会社トナリ (P7 参照)

## Beyond vol.63

2026 年 3 月 発行

発行元/あさひ総研

山形 〒990-0034 山形市東原町 2-1-27  
TEL : 023-631-6521

仙台 〒980-0804 仙台市青葉区大町 1-1-30  
新仙台ビルディング 4F  
TEL : 022-262-4554

<https://asahi.gr.jp>